

2026年8月25日

お客さま 各位

株式会社秋田銀行

当座勘定規定および関連諸規定の改正について

株式会社秋田銀行（頭取 芦田 晃輔）では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応の一環として、下記の規定を改正いたします。

本規定はすでに該当のお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

記

1 改正となる規定

- (1) 当座勘定規定（一般）
- (2) 当座勘定規定（あきぎんホームチェック）
- (3) 預金共通規定
- (4) 普通預金規定
- (5) 貯蓄預金規定
- (6) 納税準備預金規定
- (7) 年金受取型積立定期預金規定

2 改正内容

別記「新旧対照表」のとおり

3 改正日

2026年9月1日（火）

（以 上）

当座勘定規定（一般用）

(下線部分が改正箇所)

改正後	現 行
第 1 条（当座勘定契約の成立） 当行は、預金者からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。<u>（2024 年 10 月 1 日以降、新規口座開設停止）</u> 第 1 条の 2（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026 年 10 月 1 日以降、他行を支払地とする手形・小切手は受入れできません。また、当行を支払地とする手形・小切手につきましても、振出日が 2026 年 10 月 1 日以降のものや、振出日未記入のものは受入れできません。</u> (2)～(4) 省略 第 7 条（手形、小切手の支払い等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、振出日が 2026 年 10 月 1 日以降のもの、または振出日の記載がないものに関しては、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> (2) 省略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。<u>なお、小切手を使用される場合は、2026 年 9 月 30 日までに振出されたものに限りま</u><u>す。</u> (4) 省略 第 8 条（手形、小切手用紙） (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>た</u><u>だし、振出日は必ず記載のうえ、2026 年 9 月 30 日までに振出してください。</u>	第 1 条（当座勘定契約の成立） 当行は、預金者からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。 第 1 条の 2（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」という。）も受入れます。 (2)～(4) 省略 第 7 条（手形、小切手の支払い等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 省略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。 (4) 省略 第 8 条（手形、小切手用紙） (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。

(次葉へ続く)

改正後	現 行
(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振出された手形であることを</u>確認してください。 (3) 省略 <u>(4) 削除</u> 第 12 条（手数料等の引落し） (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>や払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 省略 第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>(削除)</u> 第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>(削除)</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>また、振出日が 2026 年 10 月 1 日以降のものや、振出日の記載がないものに関して、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> (2) 省略	(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 省略 (4) 手形用紙、小切手用紙または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 第 12 条（手数料等の引落し） (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 省略 第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。 第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 省略

改正後	現 行
第 18 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、振出日が 2026 年 10 月 1 日以降のものや、振出日の記載がないものに関して、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> (2) 省略 【小切手用法】 2 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ支払うこととなりますからご承知おきください。 <u>ただし、振出日が 2026 年 10 月 1 日以降のものや、振出日の記載がないものに関しては、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> 3～7 省略 <u>8 削除</u> 【約束手形用法】 3 振出日、受取人の記載は、手形要件となっております <u>ので、ご記入ください。なお、振出日が 2026 年 10 月 1 日以降のもの、または支払期日が 2027 年 4 月 1 日以降のものに関しては、当座勘定からお支払いできません。</u> 4～7 省略 <u>8 削除</u> 【為替手形用法】 4 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっております <u>ので、ご記入ください。なお、振出日が 2026 年 10 月 1 日以降のもの、または支払期日が 2027 年 4 月 1 日以降のものに関しては、当座勘定からお支払いできません。</u> 5～9 省略 <u>10 削除</u>	第 18 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 省略 【小切手用法】 2 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ支払うこととなりますからご承知おきください。 3～7 省略 8 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求してください。 【約束手形用法】 3 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 4～7 省略 8 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求してください。 【為替手形用法】 4 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 5～9 省略 10 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求してください。

改正後	現 行
第1条（当座勘定契約の成立） 当行は、預金者からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。 <u>（2024年10月1日以降、新規口座開設停止）</u>	第1条（当座勘定契約の成立） 当行は、預金者からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。
第1条の2（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払地とする手形・小切手は受入れできません。また、当行を支払地とする手形・小切手につきましても、振出日が2026年10月1日以降のものや、振出日未記入のものは受入れできません。</u> (2)～(4) 省略	第1条の2（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」という。）も受入れます。 (2)～(4) 省略
第3条（本人振込み） <u>(3) この当座勘定が法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合には、振込金を受入れしない場合があります。これらにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u>	第3条（本人振込み） (3) を追加
第7条（小切手、手形の支払い等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 <u>ただし、振出日が2026年10月1日以降のもの、または振出日の記載がないものに関しては、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> (2)～(3) 省略 (4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手 <u>または当行所定の払戻請求書</u> を使用してください。 <u>なお、小切手を使用される場合は、2026年9月30日までに振出されたものに限りま</u> <u>す。</u>	第7条（小切手、手形の支払い） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 (2)～(3) 省略 (4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。

改正後	現 行
<u>(5) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められる本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u> 第8条（小切手、手形用紙） (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。<u>ただし、振出日は必ず記載のうえ、2026年9月30日までに振出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。</u> (3)～(4) 省略 <u>(5) 削除</u> <u>(5)</u> 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を超過した場合は返却を求めることができないものとします。 <u>(6)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第12条（手数料等の引落し） (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>や払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 省略	(5) を追加 第8条（小切手、手形用紙） (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3)～(4) 省略 (5) 小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6) 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を超過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第12条（手数料等の引落し） (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 省略

改正後	現 行
第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>（削除）</u>	第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求がある時は、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。
第 14 条（署名鑑の届出） (1) 小切手、手形、 <u>払戻請求書</u> および諸届け書類は、必ず自署によることとし、その署名鑑は当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。 (2) 省略	第 14 条（署名鑑の届出） (1) 小切手、手形および諸届け書類は、必ず自署によることとし、その署名鑑は当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。 (2) 省略
第 16 条（署名鑑照合等） (1) 小切手、手形、 <u>払戻請求書</u> または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、手形、 <u>払戻請求書</u> 、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 小切手、手形、 <u>払戻請求書</u> として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。	第 16 条（署名鑑照合等） (1) 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 小切手、手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

（次葉へ続く）

改正後	現 行
第 17 条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を <u>（削除）</u> 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>また、振出日が 2026 年 10 月 1 日以降のものや、振出日の記載がないものに関して、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> (2) 省略 第 18 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、振出日が 2026 年 10 月 1 日以降のものや、振出日の記載がないものに関して、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> (2) 省略 第 23 条の 2（取引の制限） (1) <u>当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> (2) <u>1 年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> (3) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。</u>	第 17 条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 省略 第 18 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 省略 第 23 条の 2（取引の制限） (新設)

改正後	現 行
(4) <u>第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> (5) <u>前四項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前四項に基づく取引等の制限を解除します。</u>	
第24条（解約等） (1) この取引は、<u>当事者の一方の都合で</u>いつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。 (2) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条に基づき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u> ① <u>この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u> ② <u>この預金の預金者が預金共通規定第9条第1項に違反した場合</u> ③ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> ④ <u>前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合</u> ⑤ <u>法令で定める本人確認等における確認事項、および前条第1項または第3項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合</u>	第24条（解約） (1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は本人の署名した書面によるものとします。 (2) 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。

当座勘定規定（あきぎんホームチェック）

（下線部分が改正箇所）

改正後	現 行
<u>⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>⑦ ①～⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合</u> (3)～(5) 省略 【小切手用法】 2 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ支払うこととなりますからご承知おきください。<u>ただし、振出日が2026年10月1日以降のものや、振出日の記載がないものに関しては、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> 3～8 省略 <u>9 削除</u> 【約束手形用法】 3 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますので、<u>ご記入ください。なお、振出日が2026年10月1日以降のもの、または支払期日が2027年4月1日以降のものに関しては、当座勘定からお支払いできません。</u> 4～7 省略 <u>8 削除</u> <u>8</u> 自署による取引の場合は、記名なつ印にかえ、自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけを自署してください。	(3)～(5) 省略 【小切手用法】 2 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ支払うこととなりますからご承知おきください。 3～8 省略 9 小切手用紙は、当行所定の受取書に自署のうえ請求してください。 【約束手形用法】 3 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 4～7 省略 8 手形用紙は、当行所定の受取書に自署のうえ請求してください。 9 自署による取引の場合は、記名なつ印にかえ、自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけを自署してください。

預金共通規定

(下線部分が改正箇所)

改正後	現 行
1 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払地とする手形・小切手は受入れできません。</u>	1 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

普通預金規定および貯蓄預金規定

(下線部分が改正箇所)

改正後	現 行
2 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払地とする手形・小切手は受入れできません。</u>	2 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。

納税準備預金規定

(下線部分が改正箇所)

改正後	現 行
2 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払地とする手形・小切手は受入れできません。</u> (2)～(5) 省略 5 預金の払戻し (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取扱店は直ちに租税納付の手続をします。<u>(削除)</u>	2 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2)～(5) 省略 5 預金の払戻し (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取扱店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、取扱店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。

年金受取型積立定期預金規定

(下線部分が改正箇所)

改正後	現 行
1の2 預金の預入れ等 (2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により、当行本支店のどこの店舗でも1回あたり1円以上1,000万円未満(1円単位)で預入れることができます。 <u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払地とする手形・小切手は受入れできません。</u>	1の2 預金の預入れ等 (2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により、当行本支店のどこの店舗でも1回あたり1円以上1,000万円未満(1円単位)で預入れることができます。

(以 上)